

下保谷四丁目特別緑地保全地区に関する保全計画

都市計画決定時の保全計画(写し)

1 概要

(1) 保全する緑地

本地区は西武池袋線保谷駅北口より400mに位置し、中低層住宅地による地利用が進み、都市化がさらに進展すると予測される駅周辺において、残されている屋敷林が豊かなみどりに包まれた安全でやすらぎの感じられる良好な住環境を形成しております。

(2) 本地区の指定

豊かなみどりが実感できる魅力ある保谷駅北部の地域づくりを目指し、本屋敷林を(みどりを守る有効な制度とした)特別緑地保全地区に指定する。

(3) 計画の策定

「西東京市都市計画マスタープラン」及び「西東京しみどりの基本計画」に基づくみどり保全に関する事業実施にあたり、本計画はその別冊として、以下のとおり保全計画を定めるものである。

(4) 緑地の概要

名 称	第2号下保谷四丁目特別緑地保全地区
所 在 地	東京都西東京市下保谷四丁目330番1ほか
面 積	約1.1ha
所 有 者	民有地
植 生 の 現 況	別紙

2 土地の買入れに関する事項

都市緑地法第17条に基づく土地の買入れは西東京市が行う。

3 買入れた土地の管理に関する事項

(1) 管理の基本方針

「屋敷林」として豊かなみどりを保全する。

(2) 管理規則(保全のための規則)

都市緑地法第14条に基づき、工作物の新築、改良、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の行為について規制を行う。

(3) 運営管理の方針

①(原則として)市民開放する。

②西東京市は、市民ボランティア等と協議しながら継続的な保全策について検討する。

③西東京市は、保全地区内の自然環境について定期的に調査を行い、その結果をもとに、必要に応じて管理・保全の方針を改善するものとする。

4 緑地の保全に関する事項(保全活動)

(1) 植生の保全計画

①管理規則(保全計画3-(2))に従って管理を行うが、接する道路上に越境した支障枝、近隣におけ

る日照不足、落ち葉の堆積等市民生活に支障をもたらす樹木については、必要最小限の剪定、あるいは伐採のうえ補植を講じるものとする。

②萌芽更新の手法等により良好な樹勢の確保を図る。

③資源の再利用

屋敷林の管理作業で生じる落葉及び朽木については、次の再利用を図る。

ア. 落葉: 保全活動により収集し、堆肥に必要とする市民等へ配布する。

イ. 朽木: 市民等へ配布する。

(2)活用・運営の計画

①調査研究

みどりの保護・育成、希少動物の保護に関する研究の受入れに努める。

②体験学習・自然観察等

みどり保全活動の体験学習、自然観察等の場として活用する。

(3)必要とされる施設の整備

①標識・看板等

特別緑地保全地区を標記した標識及び本地区指定に関連し緑の保護・推進意識啓発(PR)看板を設置する。

②施設計画

ア. 市民開放・緑地保全活動を目的とした園路、ベンチ等の休養施設、駐車場等の便益施設、さく・管理事務所等の管理施設を必要に応じて設置する。

イ. 上記以外の施設については設置しない。(ただし、西東京市長が本地区の保全に必要と認めた施設を除く。)

③その他

ア. 保全地区東部分に「雨水の近隣流出抑止・利用を目的とした施設」設置及び「苗木育成ヤード」を整備する。

イ. 保全地区西部分は周辺住宅と近距離に位置しており、保全計画4-(1)-①に記載した支障に配慮する整備をする。

(4)保全活動における役割分担

活動	西東京市	緑地等管理協力会員(市民ボランティア)
植生保全	・支障枝の剪定、枯損木の処理 ・萌芽更新、補植 ・原木配布 ・不法投棄物の処理及びその他	・落葉清掃、下草刈り ・萌芽更新、補植
活用・運営	・観察会等の企画・開催など	・観察会等の企画・開催など
施設整備	・施設設置	

以上